

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 農業災害補償法の規定による市町村が行なう
共済事業の実施区域
米穀小売販売業者丙の業者登録
漁船損害補償法第百十二条の二第三項の規定
による告示

告示

鳥取県告示第百八十七号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第
八十五条の三第一項の規定による共済事業を行なう市町
村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を、同法
第八十五条の三第四項の規定に基づき、次のように告示
する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名 共済事業の実施区域

伯仙町 伯仙町の区域一円

伯仙町農業共済組合

当該市町村に対し移譲の申出を行なつた農業共済組合

鳥取県告示第百八十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三
号)第三十二条の二の規定に基づき、昭和三十六年四月
一日次のおり昭和三十六年度における米穀小売販売業
者丙の業者登録をした。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十九号
 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百
 十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次
 の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による
 同意があつたと認められたので、同法第百十二条の二第三項
 の規定により告示する。

昭和三十六年四月一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

東 加入区
 浦富"
 田後"
 網代"
 大岩"
 福部"
 賀露"

一七 井筒ひて子
 一八 灘口喜代平

大字網代九七
 大字田後二七

酒津"
 浜村"
 夏泊"
 青谷"
 泊"
 東伯"
 中山"
 逢坂"
 光徳"
 淀江"
 弓中"
 境港"
 赤碓"
 御来屋"
 上道"

岩美郡岩美町大字網代一八
 ノ三
 住所に同じ

登録番号	氏名又は名称	住 所	営業所の所在地
一	網師 喜吉	鳥取市賀露町一、五一〇ノ二	住所に同じ
二	船本 幸作	" " 一、三四〇	" "
三	敦賀 弘	" " 一、三九九	" "
四	美川金太郎	" " 一、三一八	" "
五	企業組合杉原商店	境港市相生町二	" "
六	末広町米穀小売企業組合	" 末広町一〇三	" "
七	松ヶ枝町"	" 松ヶ枝町五七	" "
八	景山文太郎	" 花町二六	" "
九	有限会社景山国一商店	" 入船町四一	" "
一〇	戸田 友次	" 朝日町五一	" "
一一	酒井登美子	" 相生町一	" "
一二	柏木整一郎	" 栄町一一七	" "
一三	寺本 栄治	" 大正町六八	" "
一四	余子米穀小売企業組合第二販売所	" 竹内町七七五	" "
一五	秋田 美江	岩美郡岩美町大字岩本一、一四〇 ノ八	" "
一六	博田 正道	" 大字網代一三四	" "